

道路占用掘削工事に伴う 「路面復旧監督事務費」の徴収について

道路を掘削して物件を占用する際には、道路法に基づき道路管理者の許可が必要です。

この事務等（コンピューターシステム経費、事務手続き、完了検査費など）に係る市の経費の一部について占用者に負担を求める制度が「路面復旧監督事務費制度」※です。

※「鎌倉市道路占用規則」第12条の2及び第12条の3

路面復旧監督事務費の徴収対象となる申請

鎌倉市道において、市に「道路占用許可申請書」を提出し、「道路占用許可決定通知書」を受けて行われる道路掘削工事が対象となります。（許可決定通知と併せて納付書をお渡しします。）

路面復旧監督事務費の計算方法

本市で標準としている各舗装構成における一般的な舗装工事費として定めた「工事費単価」に、「裁定面積」（＝掘削面積×1.3）を乗じた額の10%を「路面復旧監督事務費」として徴収します。

計算方法

$$\begin{array}{l} \text{路面復旧監督事務費 [円]} = \text{掘削面積 [m}^2\text{]} \times 1.3 \times \text{工事費単価 [円/m}^2\text{]} \times 0.1 \\ \text{※10円未満切り捨て。} \quad \text{~~~~~} \quad \text{= 裁定面積 [m}^2\text{]} \\ \text{~~~~~} \quad \text{※小数点以下切り上げ。} \end{array}$$

各舗装構成の「工事費単価」は裏面に記載しています。

※令和7年（2025年）10月1日以降に申請された工事から改定単価を適用。

「路面復旧監督事務費」計算における各舗装構成の「工事費単価」(R7.10.1 改定)

	舗装構成	工事費単価 [円/㎡]	《参考》路面復旧監督事務費 [円] ※10円未満切り捨て。 (掘削面積×1.3×工事費単価×0.1) = 裁定面積 ※小数点以下切り上げ。	
			掘削面積5㎡ (裁定面積7㎡) の場合	掘削面積10㎡ (裁定面積13㎡) の場合
車道部	表層(密粒度アスファルト) 上層路盤(再生粒度調整碎石 RM-40) t= 5 cm t= 15 cm	14,588	10,210	18,960
	表層(密粒度アスファルト) 基層(粗粒度アスファルト) 上層路盤(再生粒度調整碎石 RM-40) t= 5 cm t= 5 cm t= 15 cm	20,279	14,190	26,360
	表層(密粒度アスファルト) 上層路盤(瀝青安定処理) 上層路盤(再生粒度調整碎石 RM-40) t= 5 cm t= 10 cm t= 30 cm	29,202	20,440	37,960
	表層(密粒度アスファルト) 基層(粗粒度アスファルト) 上層路盤(瀝青安定処理) 上層路盤(再生粒度調整碎石 RM-40) t= 5 cm t= 5 cm t= 10 cm t= 30 cm	38,729	27,110	50,340
	表層(コンクリート) 上層路盤(再生粒度調整碎石 RM-40) t= 15 cm t= 15 cm	34,733	24,310	45,150
歩道部	表層(開粒度アスファルト) 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 4 cm t= 10 cm	15,649	10,950	20,340
	表層(開粒度アスファルト) 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 5 cm t= 20 cm	19,178	13,420	24,930
	表層(密粒度アスファルト) 基層(粗粒度アスファルト) 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 5 cm t= 5 cm t= 20 cm	26,360	18,450	34,260
	表層(コンクリート) 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 7 cm t= 10 cm	28,350	19,840	36,850
	表層(コンクリート) 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 10 cm t= 20 cm	33,577	23,500	43,650
	インターロッキング 砂またはモルタル 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 3 cm t= 10 cm	13,131	9,190	17,070
	インターロッキング 砂またはモルタル 基層(粗粒度アスファルト) 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 3 cm t= 5 cm t= 15 cm	28,765	20,130	37,390
	コンクリート平板 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 6 cm t= 10 cm	13,018	9,110	16,920
	砂利道 表層(粒度調整碎石 M-40) 上層路盤(再生碎石 RC-40) t= 10 cm t= 10 cm	9,433	6,600	12,260

※特殊舗装等、上記に定めのない舗装構成の
工事費単価については別途協議とします。

担当課・問合せ先

鎌倉市 都市整備部 道水路管理課 路政担当
電話番号：0467-23-3000 (内線 2389)